

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	措置要件期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上6か月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内</p> <p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上6か月以内 その他の地域について 逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上3か月以内</p> <p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上3か月以内</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>4 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p> <p>全地域について 当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p> <p>発生地域について 刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては発生地域に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内 その他の地域について 逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>

<p>9 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談 合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起されたとき。</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に 違反し、工事の請負契約の相手方として不相当である と認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>11 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工 事に 関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約 の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相 手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役 員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴 を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定に よる罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方とし て不相当であると認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

(注) 全地域とは、別表第3に掲げる全地域をいい、発生地域とは、贈賄等の発生地域をいい、その他の地域とは、全地域から発生地域を除いた地域をいう。